発議第１６号

令和７年12月２日

みやき町議会議長　平　野　達　矢　様

提出者
ふるさと寄附金事業特別委員会（１００条委員会）委員長　宮　原　宏　典

記録の提出の拒絶に対する告発について

本件は

１．　地方自治法第１００条第１項資料の提出を求めることができるが、資料提出されないため。

２．　地方自治法第１００条第９項、議会は告発しなければならない。

３．　地方自治法第１００条第１０項並び第９８条第１項の権限に基づき、法人所得税申告書の請求を求めることができるが、法人所得税申告書及び質問状３回請求しても提出なし正当な理由が認められないため。

４．　上記の理由をもって告発手続きを進めることを提案します。
　　みやき町議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

提案理由

株式会社　All Miyaki　代表取締役　池田　通文

（１）１００条委員会令和６年７月１７日に地方自治法第１００条第１項により平成２９年度、平成３０年度法人所得税申告書（添付書類を含む）を所得の確認及び１００条委員会で調査するため資料請求した。

（２）平成２９年度、平成３０年度法人所得税申告書（添付書類）は提出なし。

（３）令和６年８月９日に再度の書類（添付書類を含む）提出要求をした。

（４）令和６年９月４日に資料（添付書類を含む）を提出がないため、地方自治法第１００条第９項に規定する議会の告発について協議した。

（５）令和６年９月２４日に３回目の記録資料（添付書類を含む）の請求をした。

（６）令和６年１０月２５日に記録等資料の提出がないため質問状を送付した。

（７）令和６年１１月　５日に記録等資料の提出がないため再度質問状を送付した。

（８）令和６年１１月１１日までに記録等資料（添付書類を含む）、質問状の提出がないので、正当な理由が認められないため、地方自治法第１００条第９項に規定する議会の告発を行うべきである。

告発対象者

株式会社　All Miyaki　代表取締役　池田　通文